

最後の一手、再稼働歯止め

視点

福井地裁による仮処分決定は、政府と電力会社、立地自治体が三位一体となつて進めてきた原発再稼働に向けた動きに強い歯止めをかけた。今後、原子力規制委員会による残る審査が順調に進もうが、福井県や高浜町の立地自治体が同意しように、2基の原発は当面運転できなくなった。

住民側からすれば、仮処分は再稼働を実際に阻止するための「最後の一手」だった。これまで原発をめぐる訴訟で住民が勝訴したのは3件にとどまるが、確定したのは一例もない。勝訴しても、控訴されれば判決は拘束力を失う。だが、

仮処分ならば、暫定的にはあるが、電力会社が不服を申し立てても禁止は続く。

それだけに関電のショックは大きい。幹部は、禁止が続く期間について「半年、1年、2年と続くのかまったく分からない」と危機感を募らせる。

決定の趣旨は明白だ。東京電力福島第一原発事故で実際に生じた被害を根拠に、想定を超える地震や津波が原発に到来しないという主張を「根拠に乏しい楽観的な見通しにすぎない」と退けた。住民側の訴えを全面的に認め、新規基準に沿って再稼働の適否を判断するという政府の姿勢を完全に否定した内容とも言える。

原発をめぐる主な司法判断

- 1973年8月 四国電力伊方原発1号機の設置許可取り消しを求め住民らが提訴。初の原発訴訟
- 92年10月 伊方原発訴訟で最高裁が住民敗訴の初判断。国の裁量を広く認め、以降の原発訴訟の枠組みに
- 2003年1月 名古屋高裁金沢支部が高速増殖原型炉「もんじゅ」の設置許可無効の判決。原発訴訟で初の住民勝訴



- 05年5月 もんじゅ訴訟で最高裁が住民敗訴の判決
- 06年3月 金沢地裁が北陸電力志賀原発2号機の運転差し止めを命じる判決。原発訴訟で2例目の住民勝訴



- 09年3月 志賀訴訟で名古屋高裁金沢支部が住民側の逆転敗訴の判決
- 10年10月 志賀訴訟で最高裁が住民側の上告を退ける決定。住民側敗訴が確定
- 11年3月 東京電力福島第一原発で事故
- 14年5月 福井地裁が関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めの判決。3例目の住民勝訴。関電は名古屋高裁金沢支部に控訴
- 11月 大津地裁が高浜原発3、4号機、大飯原発3、4号機の再稼働禁止の仮処分請求を却下

代理人弁護士らは今後、再稼働をめざす各地の原発でも同様の申し立てを起すことを検討している。国策に反対する司法判断が続けば、国は「安全」という思想そのものの見直しを迫られることになる。(室兵衛)

各地の原発訴訟 原告ら歓迎の声

各地の原発訴訟の原告らからは、今回の仮処分決定を歓迎する声が相次いだ。九州電力が7月にも再稼働を予定している鹿児島県の川内原発1号機。住民らが再稼働差し止めの仮処分を申し立てており、鹿児島地裁が今月22日に決定を出

す。弁護団は「非常に勇気づけられる」と述べた。「画期的。意義は極めて大きい」と評価したのは愛媛県の四国電力伊方原発運転差し止め訴訟の弁護団。薦田伸夫・弁護団長は「この決定は伊方原発にも当てはまる」と述べた。青森県の大間原発の建設差し止めを求めて、国と電源開発を訴えた北海道函館市の工藤寿樹市長は「我々の意向を無視するのなら、同じような手段(仮処分)を使うことを頭の中に入れておかなければならない」と語った。石川県の北陸電力志賀原発1、2号機の運転差し止めを求めた訴訟の北野進・原告団長(55)は「政治が民意を反映せずに再稼働に突き進む中、市民の運動と司法の力でそれを止めていくという新しい展開を迎えた」と述べた。